



# 相談から自立まで継続して支援します

## —自立相談支援—

生活に困窮している人が生活保護に至らないように、その前の段階でできるだけ早く自立できるように、専門性を有する相談員が相談に応じ、支援へとつなげていきます。



## 本人の状況に応じた支援を行います

要件が定められている事業もあります



### 相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

#### ① まずは相談窓口へ

相談窓口の相談員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。

#### ④ 支援決定・サービス提供

完成した支援プランは、関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

#### ② 生活の状況を見つめる

あなたの生活の困りごとや不安を相談員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

#### ⑤ 定期的なモニタリング

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を相談員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

#### ③ あなただけの支援プランを

相談員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

#### ⑥ 真に安定した生活へ

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、相談員によるフォローアップがなされます。

すぐに仕事につくことが可能な場合

#### 就労支援

適職探しから職場定着までの支援。



仕事につくのに一定の期間が必要な場合

#### 就労準備支援

社会参加・就労への第一歩

「生活リズムを整えたい」「働いた経験はないけど…頑張りたい」など就労に向けて不安がある方へ、一定期間、社会生活に必要な基礎能力を身につける講習会(別機関で実施)を行います。受講後は就労支援も行います。



就職をするために住居を確保することが必要な場合

#### 住居確保給付金の支給

離職などで住居を失うおそれのある(失った)方へ、就職活動をすることを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。生活の土台である住居を整えた上で就職に向けた支援を行います。主たる生計維持者で65歳未満の方が対象です。



緊急に衣食住の確保が必要な場合

#### 一時生活支援

緊急に衣食住を提供

住居をもっていない方、ネットカフェ等の不安定な住居形態にある方へ一定期間、宿泊場所や衣食の提供と同時に、自立に向けて就労支援を行います。※収入・資産要件が定められています。



生活困窮世帯の子が引き続き生活困窮とならないように(貧困の連鎖防止)

#### 学習支援

子どもの明るい未来をサポート

お子さんへの学習支援(別機関で実施)と、保護者への家族の生活リズムの安定やお子さんの高校卒業を目指した相談支援をおこないます。

